

○識見を有する監査委員の選定に関する規程

制 定 平 29. 2. 6 決裁

(趣旨)

第1条 大和川右岸水防事務組合理約(昭和33年12月1日制定)第12条に規定する監査委員のうち識見を有する者の選定については、この規程の定めるところによる。

(選定方法)

第2条 識見を有する者の選定にあたっては、管理者の属する構成市の代表監査委員をもって議会に諮るものとする。

2 前項によりがたい場合は、他の者を選定することができる。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。